

41  
0629

保期	F.070.1	2	20	*
機期	F.070.72	(發付迄)	(完結迄)	*
種	F.070.33	書		



綴書類

昭和五年十月十一日起案 起案者 捺印

大聖

昭和五年拾月拾日發回

手記

5.12.2

5.10.31

5.10.10

12/5

主務局部 取扱者捺印

提案 艦政本部長

大臣

閣

次官

副官

書記官

副官

第一部長

第二部長

第三部長

總務部長

軍需局長 山下

第一課長

經理局長

第一課長

第二課長

軍務局長

第一課長

第二課長

昭和五年十一月十六日

佐 鐵 長 官 官 官

訓令 中

大臣

軍艦動橋二測深儀裝備並製圖兼研究室新設件訓令

官房第 〇〇〇〇號

艦政	航空	法務	建築	軍需	官房	部	受月日	發月

佐世保海軍工廠ヲシテ首題ノ件ト左記ニ據リ施行セシムルニ

記

一 工事要領

(1) <sup>シ式</sup>「~~ト~~」測深儀二<sup>組</sup>（電圧一〇〇ヴォルト）ヲ短艇甲板前部

兩舷ニ裝備シ船橋上本測深儀間ニ傳音管ヲ新設ス

(2) 電動測深儀二<sup>組</sup>ヲ短艇甲板前部兩舷ニ裝備ス（現裝備

ノ一<sup>組</sup>ヲ加ヘ合計三<sup>組</sup>裝備ノット）

(3) 上甲板左舷最後部潜水隊准士官室（二人室）二室ヲ隔壁

ヲ除キ一室トシ探光通風ヲ十分アラシメ製図兼研究室ト

シテ新要ノ設備ヲ新設ス

(4) 尚詳細ハ佐世保海軍工廠ニ於テ計畫シ海軍艦政本部ノ

承認ヲ受テ工事施行ノット

一 所要兵器

満州ニ現裝備ノモノヲ還納セシメル上之ヲ充當ス

一、完成時期

昭和六年三月末日迄ニ完成ノコト

二、費用

軍事費造船費及修理費  
造船費、一般修理  
造船費、修理(航(電))  
支弁トシ

請ホク保テ別途配付スルニ付其ノ額豫メ海軍艦政本部長

ニ通報セシムルニ

送付先 水陸部長 昭和五年會計 拾六日發布

(終)

見ル事等

船 七二〇〇円  
兵 三〇〇円  
電 五〇〇円  
合計八〇〇〇円

本艦六年五測日里艦十ヲテ任務ニ服スルニ付

起案部紙乙一

艦政本部長

軍務一機密第三七二號ノ二

昭和五年十月四日

総務部長

第一課長

第一部長

第二課長

海軍艦政本部御中

藤田

海軍

M.M. 海軍

軍務

海軍

海軍

海軍艦政本部

海

軍

本艦 5.104. 受接

軍艦駒橋ノ新設事項訂正ニ關スル件照會

九月二十六日附軍務一機密第三七二號ヲ以テ駒橋ニ對スル新設事項等照會致置候處水路部意見ニ基キ一部左記ノ通訂正致候

記

新設改造事項中(イ)「シグスピー」測深儀二台ノ裝備位置ヲ左ノ通改ム  
艦橋下附近兩舷最上甲板ニ裝備ス但シ之ガ爲電動測深儀ノ裝備位置ヲ  
求メラレザル場合ハ後部兩舷八輝砲ヲ除クモ已ムヲ得ズ此ノ場合撤去  
砲ハ戰時事變ニ際シ要スレバ復舊シ得ル如クナシ置クモノトス (終)

艦政本部長

軍務一機密第三十二號

昭和五年九月二十六日

総務部長

第一課長

第二課長

海軍省軍務局

第一部長

海軍艦政本部  
第二課長

第二部長

軍艦胸橋ノ修理並ニ設備ニ關スル件照會

第三部長

軍艦胸橋ハ昭和六年四月以降在役測量艦ノ任務ニ服セシメラル豫

第四部長

定ナル付テハ首題ノ件左記ニ依リ可然御取計ヲ得度

記

一 整備標準

目下ノ處當分測量艦ノ任務ニ服セシメラル豫定

來年度ノ役務ニ差支ナキ程度ニ船体兵器機關ヲ整

5.10.20 受接

海軍省軍務局

5.9.27 受接

海軍省軍務局

軍

5.9.27 受接

5.10.31

紙用雙附

昭和五  
總務  
ヤ件  
ベキ  
一般  
シ  
ノ  
ノ  
ノ

0633

本艦  
5.9.27  
受接  
5.10.31

紙用 幾附

昭和五年十月三日 海軍艦政本部第三部  
 總務部 抄中  
 事件左記ノ通費用別逵配付ヲ要ス  
 一 一般修理工事(大渠等ヲ含ム)  
 一 シガスビー洞係修繕費  
 一 鹿島洞係修繕費

〆〆〆〆円  
 〆〆〆〆円  
 〆〆〆〆円

ワッリ

紙用 幾附

昭和 年 月 日 海軍艦政本部第三部  
 一 音響測深係修繕  
 一 恩恩園兼研究室新設  
 一 測深器類修納庫新設  
 一 其他  
 右計

〆〆〆〆円  
 〆〆〆〆円  
 〆〆〆〆円  
 〆〆〆〆円

近所輕波送受信器修繕ノ用ニ無線電  
 信室ノ新設移居等ヲ要ストヘハ要ニ費用  
 〆〆〆〆円  
 〆〆〆〆円  
 〆〆〆〆円

0634

ニ新設改造事項

シ爾后豫算ノ狀況ニ依リ充分整備ノコト

(一) 測量用具ノ新設

(イ) 「シグスピー」測深儀二台 (電壓一〇〇V)

右ハ現在滿州裝備ノ水路部備品ヲ以テ充當シ短艇甲板後部兩

舷八匁砲ヲ除キノ跡ニ裝備ス

但シ撤去砲ハ戰時事變ノ際要スレバ復舊スルモノトス

艦橋及右測深儀間ニ傳聲管ヲ裝備ス

(ロ) 電動測深儀三台

内一台ハ駒橋現用ノモノ他ノ二台ハ滿州ニ裝備ノモノヲ流用

ノコト

(ハ) 音響測深儀一台

紙用箋附

昭和 年 月 日

海軍艦政本部第一部第二課

本件ニ係ルテ研究九官施ノヤウ

滿州現用ノモノヲ裝備ノコト

(二) 製圖兼研究室ノ新設

左舷最後部潜水隊准士官室（二人室）二室ヲ隔壁ヲ除キ一室トシ採光ヲ充分ナラシメ所要ノ設備ヲナスコト

(三) 測器類格納庫

潜水隊倉庫ヲ利用スル範圍ニ於テ内部ニ所要ノ設備ヲナスコト

(四) 艦橋

海圖箱ノ外測量用圖板ヲ置キ作業ヲ容易ナラシムルコト

(五) 通信裝置

現裝備無線裝置ノ外南洋方面ニ行動スル場合アルヲ顧慮シ短波送受信器ヲ裝備ノコト

追テ本件ニ關スル水路部員意見別紙爲參考添付ス

(終)

水一機密第八四九〇四四號

昭和五年九月十六日

下坊 水路部 々員

海軍省軍務局局員殿

駒橋ノ設備ニ關スル件回答

電話御照會ノ首題ニ關スル意見別紙ノ通但シ右ハ駒橋ヲ茲一兩年ヲ  
限り測量艦トシテ使用スルニ要スル最小限度ノ設備ニ付此ノ點御了  
知ノ上可然御取計ヲ得度

(別紙添)

(終)

海軍

居住

(一) 乗員

現在測量艦ノ定員及臨時増置員左ノ如シ

駒橋ヲ測量艦トシテ使用スル爲之ガ設備ニ關スル意見

艦名	定員		臨時増置員	
	准士官以上	下士官兵	准士官以上	下士官兵
大和	一四	九六	一	二八
淀	一六	一六六	二	一八
膠州	一五	八七	三	三二
滿州	二一	一六九	〇	二〇

駒橋ノ定員ハ准士官以上一〇名下士官兵九六名ナルモ測量艦トシテハ大和ト同様准士官以上約一五名トシ又下士官兵ハ約二八名ノ増置ヲ要スルヲ以テ之ニ對スル居住設備ヲ考慮スルヲ要ス

(二) 水路部出張員  
士官 二名

技手以下 二名

之ガ居住設備モ共ニ考慮スルヲ要ス

- (三) 准士官以上ニ對シテハ現在寢臺數一六アルヲ以テ大體間ニ合フベシ若シ不足ノ場合ハ「ダブルベッド」ノ數ヲ増加セバ可ナラン  
下士官兵ニ對スル不足分ハ後部艇隊要具庫ヲ充ツレバ可ナランカ  
(約三十名分)

ニ測量用具

- (一) 「シグスピー」測深儀二臺(電壓一〇〇V)  
(二) 右ハ現在滿州ニ裝備ノモノヲ以テ流用ス(但シ水路部備品)  
(三) 裝備位置 艦橋下附近兩舷最上甲板又ハ短艇甲板後部兩舷三吋砲ヲ除キ其ノ位置(但シ三吋砲撤去不可トセバ其ノ附近適當ノ位置)  
(四) 備考、三吋砲ノ砲座ヲ利用セバ甲板補強工事不要ナルベシ  
(五) 艦橋トノ間ニ傳聲管ヲ必要トス  
(六) 本測深儀ノ裝備ニ水路部負擔トス但シ電線ノ配線、甲板補強

工事及傳聲管ノ裝備等ニ關シテハ適當ニ考慮ノ上緩和セラレ  
ンコトヲ希望ス

(二) 電動測深儀三臺

(イ) 内一臺ハ現在駒橋ニ裝備ノモノ他ノ二臺ハ現在滿州ニ裝備ノ  
モノヲ流用ス

(ロ) 裝備位置 一臺ハ現在ノ儘、二臺ハ艦橋下端艇甲板又ハ端艇  
甲板中部兩舷適宜ノ位置

(ハ) 「ブーム」ハ豫リ長クスルニ及バス

(ニ) 各電動測深儀側ニ「フラットホーム」(投鉛臺ト同様ノモノ)  
ヲ新設スルヲ要ス

(三) 音響測深儀一臺

(イ) 成ルベク深深度ノ測深ニ適スルモノヲ希望スルモ已ムヲ得ザ  
ル場合ハ滿州現存ノモノヲ裝備スルモ可ナリ

(ロ) 假ニ滿州現有ノモノヲ裝備スルトセバ裝備位置要領左ノ如シ  
電動發電機(一〇〇乃至一二〇V)、配電盤、機械室又ハ發電機室

振動板及ハイドロホーナー艦首ニ近キ艦底ニ水平距離約二六呎

以上ヲ隔テ裝備

フアズメーターユニット、フィルター、バッテリーボックスー 海圖室

(大體ノ大サ全部ニテ横二呎奥行一呎高サ六呎)

(ハ)本測深儀ハ駒橋ヲ昭和六年度ノミ測量艦トセラルル場合ニハ必  
ズシモ裝備スルニ及バズ

### 三 製圖兼研究室

製圖並海洋觀測ノ結果ヲ處理スルタメ成ルベク振動少キ位置ニ約  
7.5 米 (多少ノ差ハ差支ナシ)ノ室ヲ新設シ且内部ニ所要ノ机腰掛  
類ヲ設備スルヲ要ス

右ハ後甲板中央附近ニ設クルヲ可トスベシ

### 四 測器類格納庫

甲板要具格納庫程度ノモノニ乃至三ヲ要ス

右ハ上甲板又ハ短艇甲板適宜ノ個所ニ設クレバ可ナリ又研究室ノ  
内壁周圍適宜ノ個所ニ奥行約〇、七米長約一〇米ノ棚ヲ要ス(箱

六 船艙ニ格納ス

五 艦橋

海圖箱ノ外ニ測量用圖板（長一一四纏巾八三纏）ヲ置キ作業スルニ適スル廣サアルヲ要ス

（終）

海

算

0643



新着油料関係		延期	
シラスビ	2.700	7	
電報明保費	2.250		
燃料費	2.250		
計	= 7.200		
緊急出立機修理			
船	5.500		
機	1.500		
具	800		
計	7.800		

船費

別通船費

5-10海軍

16 (去)

本年おた、範圍 = 航工事概計

通牒工事 船機共修理  
a. b. c. d. e. 内 a. b. d. 之  
本年おた施行

本年おた 万五千円、範圍 = 航工事概計  
昭和六年度初頭 = 航工事調査研究ノ下ニ致度

三部 右聖部各取 可成る迄 専断



0644

2.  
造  
概  
肉  
係